宮崎県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1　目的

都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、職業訓練・教育訓練給付制度の実施状況等についての情報共有、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2　名称

協議会の名称は、「宮崎県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3　設置主体

協議会の設置主体は、関係機関の両者（宮崎労働局及び宮崎県）とする。

4　構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

（1）　宮崎労働局
（2）　宮崎県
（3）　公共職業能力開発施設を設置する市町村
（4）　職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
（5）　労働者団体
（6）　事業主団体
（7）　職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
（8）　学識経験者
（9）　その他関係機関が必要と認める者

5　ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

６　会長

（１）　協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

（２）　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（３）　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

７　協議会の開催

年２回以上の開催とする。

８　協議事項

次に掲げる事項について協議する。

（１）　公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。

（２）　公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。

（３）　キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。

（４）　公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。

（５）　地域ニーズを踏まえた教育訓練制度による訓練機会の確保等に関すること。

（６）　その他必要な事項に関すること。

９　事務局

協議会の事務局は、宮崎労働局職業安定部に置く。

10　その他

（１）　協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

（２）　協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第３項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

11　附則

この要綱は、令和４年11月９日から施行する。

令和６年２月28日改正。